

令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催競技種目別大会実施計画策定業務委託
落札者決定基準

令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会が入札を実施する、令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催競技種目別大会実施計画策定業務委託に係る落札者決定基準については次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務の技術的な審査については、令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催競技種目別大会実施計画策定業務委託技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 技術審査委員会は、以下4に定める評価基準に基づき、提出される技術提案書の内容について審査する。

2 審査基準

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2者以上あるときは、当該の者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、落札者の決定事務に関係ない令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局の職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ア 応募価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

(ア) 総合評価評点の総得点が「0点以下」の場合

(イ) 提出が必須とされた資料が未提出の場合

(ウ) 技術点を評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

(2) 技術点及び評価点の配点

総合評価評点は、300点満点とする。得点の配分は、技術点200点及び価格点100点とする。

技術点の評価項目及び配点は、別紙1「令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催競技種目別大会実施計画策定業務委託審査基準（評価項目、評価の観点及び配点表）」のとおりとする。

3 技術点及び応募価格の評価方法

- (1) 技術点の評価は、技術提案書及びヒアリングによって行い、その評価基準は「4 評価基準」とする。

(2) 技術点の評価は、技術審査委員会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。
算定結果を基に、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(3) 価格点は、その入札価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。
「価格点=100点 - (入札価格/予定価格) × 100点」
算定結果を基に、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(4) 基準日（令和8年4月1日）の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合に当該案件における技術点20点を減点する。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為の実績点についての評価は行わないこととする。

4 評価基準

(1) 基本評価項目

別紙1「令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催競技種目別大会実施計画策定業務委託審査基準（評価項目、評価の観点及び配点表）」の1から5について、次に掲げる方法により算出する。

- ・評価は1から5までの5段階とする。
- ・詳細は、以下のとおりとする。

評価		加点
段階	内容	
5	傑出して非常に優れている提案	分類別配点 × 1.0
4	特に優れている提案	分類別配点 × 0.8
3	優れている提案	分類別配点 × 0.6
2	やや優れている提案	分類別配点 × 0.4
1	必要事項の記載のみ	分類別配点 × 0.2

(2) 政策的評価項目

別紙1「令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催競技種目別大会実施計画策定業務委託審査基準（評価項目、評価の観点及び配点表）」の「II 政策目的評価項目」に基づき、以下の項目について評価する。

○IS014001 認証

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、IS014001を認証取得している場合に評価する。

実績の確認は、認証に係る登録証の写しによるものとする。

○エコアクション21

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、エコアクション21を認証・登録している場合に評価する。実績の確認は、認証・登録証の写しによるものとする。

○エコステージ

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、エコステージの認証を受けている場合に評価する。実績の確認は、認証書の写しによるものとする。

○KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録を受けている場合に評価する。実績の確認は、登録証の写しによるものとする。

○とうきょう森づくり貢献認証

競争入札参加者が競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の各認証制度に認定又は認証された実績を1件以上有する場合に評価する。実績の確認は、東京都知事等が発行した貢献認定書又は貢献認証書の写しによるものとする。

○SBT 認定 (Science Based Targets)

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、SBT 認定を受けている場合に評価する。実績の確認は、認定を証明できる書類の写しによるものとする。

○エコ・ファースト制度による認定

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、エコ・ファースト制度による認定を受けている場合に評価する。実績の確認は、エコ・ファースト制度による認定取得を証明できる書類の写しによるものとする。

○ISO50001 認証

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO50001 を認証取得している場合に評価する。実績の確認は、認証に係る登録証の写しによるものとする。

○障害者雇用の実績

以下のいずれかに該当する場合に評価する。

・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛て提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合実績の確認は、公共職業安定所宛て提出した障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印が押印されているものに限る。）によるものとする。

・障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、常用労働者※1のうち1週間の所定労働時

間が 30 時間以上の障害者※ 3 を 1 名以上雇用している場合

・障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、短時間労働者※ 2 のうち※ 3 に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を 1 名以上雇用している場合

・障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、短時間労働者※ 2 のうち※ 3 に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を 2 名以上雇用している場合

※ 1 「常用労働者」とは次のいずれかの者をいう。

①期間の定めなく雇用されている労働者

②一定の期間（例えば 1 か月、 6 か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※ 2 「短時間労働者」とは次の者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比し短く、 20 時間以上 30 時間未満である者

②①に該当する者のうち、※ 1 に規定する常用労働者である者

※ 3 「障害者」とは、障害者雇用促進法第 2 条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。実績の確認は、障害者雇用状況報告書に準じた書類の写しによるものとする。

○障害者就労施設等からの調達実績

競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達実績を 1 件以上有する場合に評価する。実績の確認は、契約書の写し又は注文書の写し及び納品書の写しによるものとする。

○女性活躍推進大賞の実績

競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の各賞を受賞した実績を 1 件以上有する場合に評価する。実績の確認は、東京都女性活躍推進大賞の各賞を受賞したとして東京都知事等が贈呈した賞状等の書状の写しによるものとする。

○えるぼし認定（女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定）

競争入札参加者が、競争入札参加申込みの時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 9 条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合に評価する。実績の確認は、女性活躍推進法第 9 条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しによるものとする。

○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・公表の実績

競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の2年前の日から起算して2年の間に、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主計画を策定したとして各労働局に届け出た場合に評価する。実績の確認は、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定したとして各労働局宛てに届け出た一般事業主行動計画策定届の写し(各労働局の受付印が押印されているものに限る。)によるものとする。

○くるみんマーク認定(次世代育成支援対策推進法に基づく認定)

競争入札参加者が、競争入札参加申込みの時点において、次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号。以下「次世代法」という。)第13条に基づく認定(くるみんマーク認定)を受けている場合に評価する。実績の確認は、次世代法第13条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しによるものとする。

○東京ライフ・ワーク・バランス認定企業

競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合に評価する。実績の確認は、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業に認定したとして東京都知事等が贈呈した認定証等の書状の写しによるものとする。

○ユースエール認定(青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定)

競争入札参加者が、競争入札参加申込みの時点において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年5月25日法律第98号。以下「若者法」という。)第15条に基づく認定(ユースエール認定)を受けている場合に評価する。実績の確認は、若者法第15条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写し又は認定基準の適合状況について確認した通知書の写しによるものとする。

○難病指定患者の雇用実績

競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、厚生労働省又は都道府県労働局が難病指定患者への就労支援を目的として交付する助成金の対象となる難病患者を雇用した実績を1件以上有する場合に評価する。実績の確認は、発達障害者・難治性疾患者雇用開発助成金等の助成金の支給申請書及び支給決定通知書の写しによるものとする。

○保護観察対象者等の雇用実績

競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、協力雇用主として保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用した実績を1件以上有する場合に評価する。

実績の確認は、保護観察対象者等雇用に関する保護観察所長の証明の写しによるものとする。

○「テレワーク東京ルール」実践企業宣言の実績

競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、公労使による「新しい東京」実現会議において令和2年9月に行った共同宣言の中で定めたテレワークで実現する戦略ビジョンを踏まえ、実情に応じてテレワークデーやテレワークウィークの設定、育児・介護期間中のテレワーク勤務など、独自のルールを策定し宣言した実績を1件以上有する場合に評価する。実績の確認は、実践企業宣言書の写し又は実践企業宣言のホームページによるものとする。

○ISO45001認証

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO45001を認証取得している場合に評価する。実績の確認は、認証に係る登録証の写しによるものとする。

○ISO/IEC27001認証

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO/IEC27001を認証取得している場合に評価する。実績の確認は、認証に係る登録証の写しによるものとする。

○災害協定の締結

競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、都又は都内区市町村との間で災害時における防災活動について定めた災害協定を締結している場合に評価する。実績の確認は、災害協定書の写しによるものとする。